

1. 紹介した採用決定者が、入社日から3ヶ月以内に、採用決定者の自己都合により退職、過失等による懲戒解雇となった場合は、退職日から2週間以内にその事実をディプロス株式会社へ連絡するものとし、次の定めるところの紹介料金を返還する。  
ただし、雇用者の責による解雇、雇用主に起因する退職、採用決定者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他乙の免責が相当と推察される事由の場合には、返還の適用を除外するものとする。

1) 入社後1ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の50%

2) 入社後3ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の30%

2. 前項に定める返金以外には、求人者に対していかなる返金・賠償の責を負わないものとする。